

石黒地域づくり協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、石黒地域づくり協議会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を南砺市川西385番地 石黒交流センター内におく。

(目的)

第3条 本会は、石黒地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地区のビジョンの策定及びその見直しに関すること
- (2) 社会福祉の充実と推進に関すること
- (3) 健康増進、スポーツ・レクリエーション振興に関すること
- (4) 生活環境改善、循環型社会の推進に関すること
- (5) 教養文化の推進、および地区歴史保存・継承に関すること
- (6) 教育、および青少年の健全育成に関すること
- (7) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること
- (8) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦、広報活動に関すること
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、石黒地区住民、および地区内を活動範囲とする活動団体等とする。

- 2 本会は、年齢、男女や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとし、また青少年層の積極的な参加の促進に努める。
- 3 本会は、思想信条の押し付けがなく、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

第2章 組織等

(組織)

第6条 組織は、地域づくり協議会組織図(別表)のとおりとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長(交流センター管理者) 1名
- (5) 地域指導員 若干名
- (6) 生涯学習リーダー(生涯学習・スポーツ部会長兼務)
- (7) 福祉活動リーダー(福祉部会長兼務)
- (8) 交通・防犯・防災部会長
- (9) 地域・環境部会長

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し、運営委員会において選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 交流センター管理者、地域指導員、福祉活動リーダー、生涯学習リーダーは会員の中から運営委員会にて決定し、会長が委嘱する。
- (3) 専門部会長のうち福祉部会長は福祉活動リーダーが兼務し、生涯学習・スポーツ部会長は生涯学習リーダーが兼務する。
- (4) 交通・防犯・防災部会長、地域・環境部会長は、会員の中から運営委員会にて決定し会長が委嘱する。

2 前項の規定にかかわらず、任期途中における欠員補充のための役員を選出については、同項第1号中「総会」を「運営委員会」と読み替えるものとする。この場合、役員選考委員会による選考手続きを省略することができる。

(役員選考委員会)

第9条 役員選考委員会は、役員改選時期前に、運営委員会にて、役員の間選により委員を5名選出し、うち委員長を1名互選により決定する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務、会計を監査し会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し総会に報告する。
- (4) 交流センター管理者は、本会の運営及び活動に伴う会務並びに会計事務を統括する。
- (5) 地域指導員は、本会の運営及び活動に伴う会務並びに会計事務を担当する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

第3章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は総会、三役会、運営委員会、自治会長会、専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は第7条で定める役員、自治会長、相談役、地域づくり支援員、顧問、専門部会の副部長及び理事(以下代議員という)をもって構成する最高の議決機関であって、この会則に定める事項のほかこの会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は会長の招集により毎年1回以上開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたとときのほか、運営委員会において委員の3分の2以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集し、開催しなければならない。

4 総会は委任状を認め、代議員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者及び委任状を含めた過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 総会は次の事項を審議する。

(1) 地域振興計画の策定や見直し

(2) 会則の改正

(3) 事業報告及び決算

(4) 事業計画案及び予算

(5) 総会で提案された事項

6 総会には次の役員をおく。

議長1名、書記1名、議事録署名人2名

7 議長は会長が行う。

8 書記、議事録署名人は議長が指名する。ただし、議事録署名人は、出席代議員の中から選出する。

9 議長は総会の議事進行を行う。

10 書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長および議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

(三役会)

第14条 三役会は、会長、副会長、事務局をもって構成し、会長が招集し、次の事項について立案し、運営委員会に提案するとともに事業を遂行する。

(1) 本会運営の基本事項

(2) 地域振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) その他必要な事項

2 前項の規定に関わらず三役会は緊急を要する重要なことについて専決することができる。

3 監事、相談役、顧問及び各専門部会員は、必要に応じ三役会に出席することができる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、部会長4名、自治会長9名、相談役、顧問をもって構成し、会長が招集し、三役会より提案される事項及び運営委員会の各委員が発議する事項を審議し決定する。

(自治会長会)

第16条 自治会長会は、会長、副会長、事務局長、自治会長9名、相談役、顧問をもって構成し、会長が招集し、三役会より提案される事項を審議し決定する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、地区住民及び地区内の各種団体からの団体長又は団体推薦の専任員からなる部員をもって構成し、部会員の互選により、部会長1名、副部会長1名、書記1名を選出する。ただし、福祉部会長、学習・スポーツ部会長は第8条の(3)によるものとする。

2 専門部会は部会長が招集し、事業の企画、調整、運営実行をおこなう。

3 専門部会の主たる事業及び構成団体は、地域づくり協議会組織図(別表)のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず専門部会において特に重点的に取り組む事案がある場合には、推進本部等の組織を設け、必要な役職を設けることができる。

5 各専門部会は、本会が取り組む事業について必要に応じ連携して取り組むものとする。

第4章 会計等

(会計)

第18条 本会の経費は会費・交付金・補助金・寄付金及びその他収入をもってあてる。

2 本会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、運営委員会の承認により、用途の変更及び流用をすることができる。

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開)

第19条 本会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画(案)、事業報告、予算決算についても地区住民に広く周知するものとする。

2 会員はいつでも地域づくり協議会の会計帳簿及び議事録または会議記録の閲覧を申請することができる。

3 前項の規定による閲覧申請があった場合には、会長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いの上、閲覧させなければならない。

(その他)

第20条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

付 則

この会則は、平成31年 4月 1日より施行する。

この会則は、令和 3年 4月19日より施行する。